

さらなる最低賃金の引上げを求める会長声明

千葉地方最低賃金審議会は、令和5年8月7日、千葉県の最低賃金の時間額984円を42円引き上げ、1026円に改正することが適当であるとの答申を行った。

当会は、これまで長年にわたり、最低賃金額を早期に1000円以上の水準とするよう求めてきたところであり、今般、ようやく千葉県における最低賃金水準が1000円を超えたことは評価することができる。

しかし、今般の改定後の水準によってもなお、低賃金労働者の生活水準向上及び生計の維持を図る上では、なお課題が残されている。本年7月の千葉県下における消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）は前年比3.3パーセントという大幅な上昇を示しており、低賃金労働者の生計費負担は大幅に増加している。こうした状況下では、今般の最低賃金の引上げだけではなお不十分であり、今後も社会情勢や低所得世帯の生活の実情に即した更なる最低賃金の大幅な引上げが必要である。

また、今般の最低賃金水準の引上げの実効性確保の措置も必要である。本年10月1日に予定されている新最低賃金の発効について、県内事業者に対して広く周知・啓発の上、違反を確認した際には、速やかな是正措置を行い得るよう、当局の違反申告受付態勢を一層充実させることが望まれる。

さらに、最低賃金引上げに対応するための中小企業支援も不可欠である。この点について、従前より業務改善助成金制度による支援がなされているが、この制度は現在もなお、最低賃金引上げに取り組む企業の設備投資等を助成するという間接的支援にとどまっており、事業者による賃金額の引き上げを直接助成するという仕組みにはなっていない。最低賃金引上げに取り組む中小企業を広汎に支援するためには、例えば、社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減すること、原材料費等の価格上昇を取引に正しく反映させることを可能にするよう法規制することなどの支援策も有効であると考えられる。

以上のように、当会は、さらなる最低賃金の引上げを求めるとともに、より実効的な中小企業支援政策の策定を求める。

2023年（令和5年）9月21日

千葉県弁護士会

会長 菊地 秀樹